最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

1 平成28年7月28日,中央最低賃金審議会は,厚生労働大臣に対し, 平成28年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行った。群馬 県の目安は,Cランク22円であった。

例年、中央最低賃金審議会が示す目安を参考として、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金を決定している。群馬地方最低賃金審議会においても、昨年、地域別最低賃金が1時間当たり721円から737円に改定されたところである(平成27年10月8日発効)。これは中央最低賃金審議会が答申した目安(Cランク:16円引上げ)を反映したものといえよう。

本年も、中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安を受け、群馬 地方最低賃金審議会において群馬県の地域別最低賃金が決定されることに なっている。

2 我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている(最低賃金法第1条)。

ここで、1か月当たりの労働時間として、厚生労働省の毎月勤労統計調査の結果(平成28年4月分結果速報)である175.0時間(調査産業計の一般労働者の総実労働時間)を用い、群馬県の現在の最低賃金額である1時間当たり737円をもとに試算すると、1か月の賃金額は12万8975円となる。

しかし,この賃金額では、労働者が十分生活していけるだけの水準が確保 されるとは言い難い。

したがって、群馬県における地域別最低賃金の具体的な水準を設定するに あたっても、最低賃金でフルタイムを働いた場合に、十分生活していけるだ けの水準が確保されるよう検討されるべきである。 3 政府は、2016年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」の工程表において、全国加重平均が1、000円となることを目指すとし、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においては、2020年までの目標として、「全国最低800円、全国平均1000円」にまで最低賃金を引き上げることを明記している。

ところが、平成27年度地域別最低賃金のうち群馬県の最低賃金額は737円に留まっており、残り4年間で全国平均の目標値に達するには、1年当たり66円の引上げが必要である。

群馬県の地域別最低賃金を上記のように大幅に引き上げることによって 群馬県内の消費を増加させ、ひいては生産も増加させることにより、他県に 先駆けて地域経済の健全な発展を促すべきである。

- 4 最低賃金の引上げの効果には、米連邦労働省作成のホームページにおいても指摘されているように、労働者の離職率を下げ、新規採用・訓練のコストを削減し、生産性の向上に繋がること、また、賃金が消費に回り地域的及び全国的に経済成長を刺激することなどが挙げられ、このようなメリットがあることからも、最低賃金を引き上げるべきことは正当化される。
- 5 したがって、群馬地方最低賃金審議会は、以上のことを踏まえて、中央 最低賃金審議会の答申した今年度の地域別最低賃金額改定の目安に拘泥す ることなく、群馬県の地域別最低賃金の大幅な引上げを図り、地域経済の 健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきで ある。

2016年7月29日 群馬弁護士会 会長 小此木清